

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：7件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービンの油タンク用ガス抽出機（B2）の軸シール部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
2	5号機	タービン建屋換気空調系空調機入口温度スイッチの点検において、温度検出器挿入用ダクトの貫通口シール用部品に剥離が認められたため、当該シール用部品を交換	GⅢ	
3	6号機	所内ボイラ（B）用燃焼バーナー入口の燃料噴霧用蒸気供給配管の接続部より蒸気の微少リーク（2秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
4	集中環境施設	所内蒸気系の洗濯廃液濃縮器（A）加熱器入口蒸気流量調節弁前弁開閉表示用リミットスイッチのフレキシブル電線管コネクタ部に破損が認められたため、当該電線管を交換	GⅢ	
5	集中環境施設	シャワードレン処理設備シャワードレン収集タンク（B）出口弁の端子箱側フレキシブル電線管コネクタ部に破損が認められたため、当該電線管を交換	GⅢ	
6	その他	「福島第一原子力発電所屋外泡消火配管改修工事」において、同工事が建設リサイクル法届出対象工事であるにもかかわらず、同法律に基づく関係官庁への届出書の未提出が認められたため、対応検討	GⅡ	
7	その他	水処理設備脱水装置の汚泥供給ポンプ（A）出口逆止弁に動作不良（固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	